

愛媛県教育委員会 3月定例会会議録

1 開会の日時及び場所

平成19年 3月23日（金）午後 2 時
愛媛県庁 第一別館 教育委員室

2 委員定数

6 人

3 出席委員

委員長 井関和彦 委員 星川一治 委員 山口千穂
委員 砂田政輝 委員 和田和子 教育長 野本俊二

4 欠席委員

なし

5 会議に出席した公務員の職氏名

教育次長 長谷川 寿	指導部長 平岡長治
文化スポーツ部長 中川敬三	教育総務課長 横田 潔
生涯学習課長 西岡真人	義務教育課長 堺 雅子
高校教育課長 丹下敬治	人権教育課長 小田芳朗
障害児教育課長 宇高勝美	文化振興課長 和田典夫
文化財保護課長 濱田健介	保健スポーツ課長 今井裕一

6 会議の概要

(1) 開 会

委員長 午後 2 時00分開会を宣する。

(2) 2月定例会及び臨時会会議録の承認

委員長 2月定例会及び臨時会会議録の承認について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 2月定例会及び臨時会会議録を承認する旨宣する。

(3) 教育長報告

委員長 報告を求める。

平成19年 2月定例県議会質問及び答弁要旨について

教育長 平成19年 2月定例県議会における教育委員会関係の質問事項と答弁要旨について報告する。

委員長 考える力を育むためには、国語力の向上が欠かせないと考え
る旨意見を述べる。

教育長 基礎・基本を知識や体験として徹底して学び、そのうえに立
って自らが考える力、行動する力を高めていくことが大切であると答弁
した旨、小学校の英語教育については、限られた授業時間の中で他の教
科もしっかり教えながら推進することができるかどうか、また、英語の

授業ができる教諭を確保して全国の小学校に配置することができるかどうか疑問を持っている旨説明する。

和田委員 総合的な学習の時間の中で英語に触れる程度ではなく、しっかり英語教育を行うことになれば、小学校教員の負担増につながる旨意見を述べる。

平成18年度愛媛県学習状況調査の結果報告

義務教育課長 平成18年12月14日、15日に実施した愛媛県学習状況調査の教科の学習状況並びに学習及び生活の習慣についての調査結果の概要を報告する。

砂田委員 前回の調査結果に比べて大きく向上しており、取組の効果が認められ評価できる旨、都市部の学校と地方にある学校とで結果にほとんど差が認められないことから、本県における学校教育が隅々まで行き渡っていることと評価できる旨、前回の調査で良くなかった国語や社会などの人間として生きるための教科・科目が改善していることは良かった旨、今後は、国語や社会といった教科を横断的に学習させる取組が必要で、資料を読解し、自分の意見をまとめ、それを述べるといった基本的な能力を向上させるため、ディベート的な学習に力を入れる必要があると考える旨、及びテレビの視聴時間が長い点が懸念されるので、家庭教育の充実を地道に推進する必要があると考える旨意見を述べる。

委員長 子どもの就寝時間が遅いことは翌日の脳の働きに悪い影響を及ぼしていること明らかであるので、テレビの視聴時間を減らして早く寝る習慣をつけるため、「早寝早起き朝ごはん運動」を更に徹底して推進する必要があると考える旨意見を述べる。

砂田委員 学校ばかりに期待をするあまり、教員に過度の負担となっており、本来家庭が行うべき領域については、家庭に任せる姿勢を示す必要があると考える旨意見を述べ、中学校における家庭学習の時間の状況について質問する。

義務教育課長 2時間以上学習している生徒が17.4%、1時間以上2時間未満が30.5%、1時間未満が半数強である旨説明する。

砂田委員 学習の習慣がない生徒はやがて学校の学習についていけなくなり、学習意欲をなくしたまま高校に進学し、高校においても更についていけなくなり中途退学に至ることもあると推測される。本県においても1時間未満の学習時間の生徒が半数強もいる状況からすれば、そういったパターンに陥る生徒が増えていく要素が認められる。中学校の成績向上対策に取り組むとしても、こういった基本である条件を生徒自身が満たしていないという部分にメスを入れることが重要であると考えられる旨意見を述べる。

星川委員 小学校においては前回の調査から今回の調査において成績

が向上しており効果が非常に出ているが、中学校においては全国調査と比較すると成績が落ちていると認められることから、中学校における教育について、もう少し工夫して欲しいと考える旨意見を述べる。

義務教育課長 小学校で習得したものが、中学校で生かせるように更に工夫改善していく必要があると考える旨説明する。

教育長 今回の調査結果において学力と家庭での生活習慣の因果関係がはっきりしたので、PTA活動において「早寝早起き朝ごはん運動」を更に具体的に推進するようPTAに依頼したい旨説明する。

和田委員 家庭の生活習慣の確立は重要であり、「早寝早起き朝ごはん運動」を他県の例も参考にして推進して欲しい旨意見を述べる。

山口委員 家庭における生活パターンは、進学を目指しての勉強が必要なことから塾通いをしたり、共働き家庭であれば帰宅後に夕食の準備等にとりかかることになり時間帯が遅くなったりするなど、現代社会のペースに合わせたものにせざるを得ないことから、地域社会全体で家庭教育を支援することも必要と考える旨意見を述べる。

国体実施競技の会場地市町第1次内定について

えひめ国体マスタープランについて

保健スポーツ課長 3月20日に開催された第72回国民体育大会愛媛県準備委員会の常任委員会で決定された国体実施競技の会場地市町第1次内定分19競技及びえひめ国体の目指すべき方向性、開催準備の進め方、開会式会場のグランドデザイン等をまとめたえひめ国体マスタープランについて報告する。

委員長 兵庫県の施設整備が比較的安くできた理由について質問する。

保健スポーツ課長 兵庫県においては、国体で使用された施設の整備費に阪神大震災の震災対策として整備されたスポーツ施設の整備費は含まれていないなどそれぞれ県によって事情が異なっている旨説明する。

委員長 報告案件の愛媛県教員の資質向上審査委員会の結果報告について、議案第23号教職員の報賞について、議案第24号県立学校教員の懲戒処分について、議案第25号県立学校教員の懲戒処分について、議案第26号県立学校教員の懲戒処分について、議案第27号愛媛県教科用図書選定審議会委員の任命について、及び議案第28号愛媛県教職員健康審査委員会委員の委嘱替えについては、人事案件であることから、報告及び審議を非公開とすることを発議する。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 議事の進行上、公開案件を先に審議することについて発議する。

全委員 異議ない旨答える。

(4) 議 事

ア 議案審議

委員長 議案第10号を上程する。

○議案第10号 愛媛県教育基本方針について

委員長 議案説明を求める。

教育総務課長 教育行政を効果的に推進するため、愛媛県教育基本方針を定める原案について説明するとともに、平成19年度教育重点施策について報告する。

委員長 原案について意見を求める。

砂田委員 教育基本方針については異論がない旨述べ、教育重点施策の中で、えひめ授業の鉄人育成支援事業及びえひめ舞台芸術公演支援事業が削除された意図について質問する。

義務教育課長 えひめ授業の鉄人育成事業は、指導力向上対策として当初から3年間の実施予定で立ち上げた事業であり、鉄人を多数輩出することが目的ではない旨、現在も鉄人は様々な教員研修や愛媛大学の講師として招へいされている状況であるが、今後は、鉄人を活用した指導力向上対策について更に検討したい旨説明する。

文化振興課長 えひめ舞台芸術公演支援事業は廃止するが、次代を担う子供たちに優れた芸術に触れる機会を提供し、子供たちの豊かな感性を育成するために、えひめこども文化体験劇場開催事業を実施する旨説明する。

砂田委員 学校からすれば鉄人として認定される事業は定着しており、効果があったと思われるので、縮小してでも継続して欲しい旨、3年で事業を中止してしまえば、鉄人事業は意義のないものだったのかという疑問を持たれ、マイナスの方向に働くことを危惧する旨意見を述べる。

山口委員 鉄人の認定は他薦によることが多いが、他薦されることが困難な小規模校にも優秀な教員はいるので、そういった観点からも観て欲しい旨意見を述べる。

砂田委員 教職員の資質向上に係る事業は、研修事業がほとんどであるが、鉄人の認定は努力する意欲を持たせる意義もあり有効な事業であると考える旨意見を述べる。

教育長 多数の教員に鉄人の域に達するような指導力を高めることが事業の目的であり、3年間で15人の鉄人を認定し、その結果、鉄人は教員1000人に1人という非常にレベルの高い教員が選定されたので、今後は、認定した鉄人を活用した指導力の向上対策の実施に重点をシフトしていきたい旨説明する。

砂田委員 今後は鉄人を活用した事業にシフトするというのであれば、その旨を教育重点施策で明言して欲しい旨、及び何年か後には鉄人の後継者を養成するために再度認定事業にも取り組んで欲しい旨意見を述べ

る。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第11号を上程する。

○議案第11号 愛媛県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則

委員長 議案説明を求める。

教育総務課長 委員会事務局及び教育機関の組織を改めるため、愛媛県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する原案について説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第12号を上程する。

○議案第12号 技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

委員長 議案説明を求める。

教育総務課長 技能労務職員の勤務時間中の休息時間を廃止するため、技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部を改正する原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第13号を上程する。

○議案第13号 愛媛県教育委員会事務局職員等の勤務時間の割振り等に関する規則等の一部を改正する規則

委員長 議案説明を求める。

教育総務課長 職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例及び教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例が施行されることに伴い、愛媛県教育委員会事務局職員等の勤務時間の割振り等に関する規則等の一部を改正する原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第14号を上程する。

○議案第14号 愛媛県生涯学習センター管理規則等の一部を改正する規則

委員長 議案説明を求める。

生涯学習課長 愛媛県生涯学習センター、愛媛県総合科学博物館、愛媛県歴史文化博物館及び愛媛県美術館の開館時間を延長するため、愛媛県生涯学習センター管理規則等の一部を改正する原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第15号を上程する。

○議案第15号 愛媛県教育職員の免許に関する規則の一部を改正する規則

委員長 議案説明を求める。

義務教育課長 学校教育法等の一部を改正する法律による教育職員免許法の一部改正並びに教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令及び愛媛県手数料条例の一部を改正する条例の施行に伴い、愛媛県教育職員の免許に関する規則の一部を改正する原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第16号を上程する。

○議案第16号 愛媛県県立学校教職員設置規則及び愛媛県県立学校管理規則の一部を改正する規則

委員長 議案説明を求める。

高校教育課長 県立学校長の裁量権の一部を教頭に委譲するとともに、弓削高等学校及び各分校の教頭の呼称を副校長とするため、愛媛県県立学校教職員設置規則及び愛媛県県立学校管理規則の一部を改正する原案について説明する。

委員長 原案について意見を求める。

教育長 今回の改正は、校長の権限の一部を教頭に委譲し、分校等に配置した教頭の呼称を変える趣旨であり、新しく副校長という職を設置するもので、教頭の処遇を変更する趣旨ではない旨、現在、国において、副校長や主幹といった新しい職の設置が検討されており、それが実現されると給与等の処遇に関する規定も見直されることになるものと思われる旨説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第17号を上程する。

○議案第17号 臨時職員の給与規則及び技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

委員長 議案説明を求める。

高校教育課長 技能労務職員及び臨時職員の漁獲手当を改定するため、臨時職員の給与規則及び技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する原案について説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第18号を上程する。

○議案第18号 学校教育法施行細則等の一部を改正する規則

委員長 議案説明を求める。

障害児教育課長 学校教育法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、学校教育法施行細則等の一部を改正する原案について説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第19号を上程する。

○議案第19号 愛媛県教職員結核審査委員会規則の一部を改正する規則

委員長 議案説明を求める。

保健スポーツ課長 愛媛県感染症診査協議会条例等の一部を改正する等の条例により愛媛県執行機関の附属機関設置条例の一部が改正されることに伴い、愛媛県教職員結核審査委員会規則の一部を改正する原案について説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第20号を上程する。

○議案第20号 愛媛県総合教育センター処務規程及び愛媛県総合科学博物館処務規程の一部を改正する訓令

委員長 議案説明を求める。

教育総務課長 委員会事務局及び教育機関の組織改正により関係規則が改正されることに伴い、愛媛県総合教育センター処務規程及び愛媛県総合科学博物館処務規程の一部を改正する原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第21号を上程する。

○議案第21号 愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程等の一部を

改正する訓令

委員長 議案説明を求める。

障害児教育課長 学校教育法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程等の一部を改正する原案について説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第22号を上程する。

○議案第22号 財団法人ITM伊丹記念財団の設立許可について

委員長 議案説明を求める。

文化振興課長 財団法人ITM伊丹記念財団について、設立目的、事業内容いずれも適当と認められるので、民法第34条の規定により、設立を許可しようとする原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

委員長 伊丹十三記念館の開館予定日について質問する。

文化振興課長 5月15日に開館予定である旨説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

イ 専決処分の承認

教職員の報賞について（2件）

委員長 専決処分について報告を求める。

高校教育課長 死亡した県立学校教職員2名に対し、愛媛県教職員報賞規程に基づき報賞することについて、愛媛県教育委員会教育長専決規則に基づき専決処分した旨報告し、承認を求める。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

委員長 非公開とする旨宣する。

ウ 議案審議

委員長 議案第23号を上程する。

○議案第23号 教職員の報賞について

委員長 議案説明を求める。

高校教育課長 愛媛県教職員報賞規程第4条の規定により、受賞者を決定しようとする原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第24号を上程する。

○議案第24号 県立学校教員の懲戒処分について

委員長 議案説明を求める。

高校教育課長 交通事故を起こした県立学校教員を懲戒処分する原案（停職3月）について説明する。

委員長 原案について意見を求める。

委員長 事故現場の位置について質問する。

高校教育課長 松山市森松のスーパーエフコ森松店の付近である旨説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第25号を上程する。

○議案第25号 県立学校教員の懲戒処分について

委員長 議案説明を求める。

高校教育課長 交通違反をした県立学校教員を懲戒処分する原案（減給2月）について説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第26号を上程する。

○議案第26号 県立学校教員の懲戒処分について

委員長 議案説明を求める。

高校教育課長 交通違反をした県立学校教員を懲戒処分する原案（停職4月）について説明する。

委員長 原案について意見を求める。

委員長 酒気帯び運転の判定基準について質問する。

教育次長 酔っていなくても、身体に規定以上のアルコールを保有していた場合を酒気帯び状態といい、検知値には関係なく、言動などから酔っていると判断された場合を酒酔い運転とされている旨説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第27号を上程する。

議案第27号 愛媛県教科用図書選定審議会委員の任命について

委員長 議案説明を求める。

義務教育課長 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

施行令第10条の規定により、愛媛県教科用図書選定審議会の委員を任命する原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第28号を上程する。

議案第28号 愛媛県教職員結核審査委員会委員の委嘱替えについて

委員長 議案説明を求める。

保健スポーツ課長 愛媛県教職員結核審査委員会委員である県職員の退職に伴い、その後任の委員を愛媛県教職員健康審査会規則第2条第1項の規定により委嘱する原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議事を閉じる旨宣する。

(5) 教育長報告

委員長 報告を求める。

愛媛県教員の資質向上審査委員会の結果報告

義務教育課長 愛媛県教員の資質向上審査委員会の審査結果を基に、7名の教員を指導力不足等教員として認定したことについて報告する。

委員長 非公開案件終了のため会議を公開する旨宣する。

(6) 閉会

委員長 午後5時20分閉会を宣する。

以上会議のてん末を記録し、相違のないことを証するため署名する。